

徳島県医療施設食材料費高騰対策事業支援金事務局運営業務 仕様書

1 目的

食材費が高騰するなか、県民生活に必要な入院医療サービスの提供を行っている医療施設を支援するため、県内事業者への支援金を交付するにあたり、申請書類の受付・審査・交付決定・支払事務、問い合わせ対応等の事務局運営業務を委託し、迅速かつ的確に処理することを目的とする。

2 業務の名称

徳島県医療施設食材料費高騰対策事業支援金事務局運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年6月30日（日）まで

4 業務概要

食材費等の高騰への対応が長引く中で、サービス提供の継続に影響を受ける徳島県内の病院及び有床診療所に対して、次の条件で支援金を支払う。

※想定申請件数 186件（内訳：病院 104 有床診療所 82）

（1）交付対象者

申請受付時において、事業を行っている徳島県内の病院及び有床診療所

（2）対象サービス及び交付額等

別添にサービス種別及び交付額を規定する。

（3）申請期間（予定）

令和6年4月19日（金）～令和6年5月31日（金）

※受託者の努力により申請開始時期を早めることは可とする。

※郵送の場合は申請受付期間最終日までの消印有効とする。

（4）支払手続

支給申請書兼請求書（様式第1号）、医療機関別申請額一覧（別紙1）、振込先の通帳等の写しを添付し、事務局に提出する。

事務局は提出を受けた書類を審査し、申請者が交付要件を満たす交付対象者に該当する場合、申請者が指定した口座に支援金を振り込む。

※振込口座は、各申請者本人、又は、各申請法人の名義の口座に限る。

5 委託業務の内容

（1）申請書類の受付・審査、支払準備業務等

ア 申請書類の受付及び審査

- ・受託者は遅くとも、令和6年4月19日（金）までに、事務局及びコールセンターを開設し、事業者から提出された申請書類の受付や、記載内容及び添付書類等について、十分な書面審査を行うことができる体制を整えること。

- ・申請者の利便性を考慮した申請方法とすること。
- ・審査においては、県が別途提示する対象事業者の一覧表と突合し、対象事業者に該当するかどうか確認を行うこと。
- ・審査の結果、申請書類に不備がある場合は、各事業者に対し、修正や再提出依頼等の連絡調整を行うこと。
- ・受付件数、申請金額、振込金額、担当責任者名等を記録した日報を翌日までに県に報告すること。
- ・申請に関する台帳(申請者の名称、郵便番号、所在地、電話番号、メールアドレス、申請日、申請金額、振込日等を記録。以下「台帳」という。)を作成すること。
- ・事業者から、申請書類の送付依頼があった場合は、郵送すること。

イ 支払業務

- ・受託者において、本委託業務専用の無利息型の銀行口座(以下「専用口座」という。)を開設し、他の業務の会計と明確に区別すること。
- ・申請書類に不備がない場合は、速やかに事業者が指定した口座に送金手続きをすること。
- ・少なくとも週一回の送金日を決め、まとめて処理をすること。ただし、緊急で送金が必要な場合は、送金日以外であっても、至急、送金処理をすること。
- ・送金の結果、何らかの理由により着金せず、銀行保留になったものについては、各事業者を確認し、次の送金日に再送金すること。支払に係る振込手数料は受託者の負担とすること。
- ・送金完了後は、速やかに支払先の事業者へ支払通知書を郵送すること。
- ・発送日・発送先・発行者名等を記載した支払通知書発送簿を作成すること。

ウ 不正受給防止の措置

- ・審査時に、申請書類の内容及び台帳に基づき、同一事業者に係る申請の有無を確認すること。
- ・不正受給の疑いがあると認めた場合には、速やかに県に報告すること。
- ・その他、必要な不正受給防止の措置を講じること。

(2) 県民及び事業者からの問合せ対応

- ・支援金の申請方法、申請対象、申請要件等、想定される問合せ内容について、専用の電話回線(コールセンター)を開設し、県民及び事業者からの問合せに対応できる体制を整備すること。また、開設当初1か月程度は多くの問合せがあるものと予測されることから、問い合わせに対して十分な体制を整備するとともに、その後は問い合わせ件数に応じて適宜、柔軟に人員配置体制を見直すこと。
- ・毎日の問合せ内容を整理し、日報として翌日までに県に報告すること。
- ・「よくある質問・回答集」を作成・随時更新し、ホームページ等で広く周知すること。

(3) 広報・啓発業務等

- ・本事業に関して、専用ホームページ作成などにより、広く県内の事業者にも周知・広報を行うこと。
- ・国及び県の関連補助金についても、併せて広く県内の事業者にも周知・広報を行うとともに、申請のサポートに対応すること。

- ・県が行う広報・啓発業務に協力すること。

6 その他

- (1)本委託業務の開始時に、本委託業務の責任者及び業務を実施する者全員の名前や担当名等を記載した体制図を県に提出すること。
- (2)本委託業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3)本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、5（2）コールセンター開設による問い合わせ対応及びその他県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4)必要となる会場・備品(消耗品を除く。)の調達については、リースやレンタルで対応すること。
- (5)本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。また、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本委託業務終了後、県に引き継ぐこと。なお、支援金部分については、申請者への振込実績に合わせて精算を行い、本委託業務終了時に事務局の専用口座に残額がある場合は、県へ返還をすること。
- (6)受託者は業務実施過程で発生した障がいや事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7)この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。

(様式第1号)

徳島県医療施設食材料費高騰対策事業支援金 支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

標記について、次のとおり申請及び請求します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号	E-mail	
	代表者の職・氏名	職名	氏名	
申請に関する担当者	職名	氏名		

申請内容

※申請内容の詳細については(別紙1)に記載

食材料費高騰対策支援金申請総括表	施設数	申請額
病院	か所	円
有床診療所	か所	円
合計	か所	円

誓約事項

この支援金と同一目的とした、県による他の支援金等を受けていない(※)。
サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

受取口座情報

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
		普通		
	支店コード			

(別紙1) 医療機関別申請額一覧

【様式第1号添付資料】

(単位:円)

No.	医療機関名	施設種別	病院・有床診療所の 病床数を入力	医療機関所在地	食材料費高騰 対策支援金の 額	審査結果 (県記入)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
				合計		円

※病床数は許可病床数を入力してください。